

2 各自治体は、健全化判断比率により【1. 健全段階】【2. 財政の早期健全化】【3. 財政の再生】の3つの段階に区分され、その段階に応じて財政の早期健全化および財政の再生などに必要な行財政の措置を講じなければなりません。

**段階① 健全段階**

指標を整備し情報開示を徹底する

- 健全化判断比率を毎年度、監査委員の審査を受け、議会に報告し市民に公表



元気いっぱい!  
健全な財政運営

**段階② (イエローカード) 財政の早期健全化**

自主的な改善努力により財政健全化を目指す

- 財政健全化計画の策定  
↓
- 実施状況を毎年度、議会に報告し市民に公表(総務大臣、知事に報告)  
↓
- 実施状況を踏まえ、早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣または知事が必要な措置の勧告

**段階③ (レッドカード) 財政の再生**

国などの関与によって確実な再生を目指す

- 財政再生計画の策定  
※地方債(災害復旧事業などを除く)の起債には総務大臣の許可が必要  
↓
- 実施状況を毎年度、議会に報告し市民に公表(総務大臣、知事に報告)  
↓
- 財政運営が計画に適合しないと認められるときは、総務大臣から予算の変更など、必要な措置の勧告

健全財政

財政悪化

**「財政段階」は、どうやって判断するの?**

**段階②の判断 (イエローカード)**

健全化判断比率のどれか1つでも「**早期健全化基準**」に該当すると、基準以下にするための財政健全化計画を策定し、自ら計画的に財政の健全化を図っていくことになります。

**段階③の判断 (レッドカード)**

健全化判断比率のどれか1つでも「**財政再生基準**」に該当すると、より厳しい財政再生計画を策定し、国の管理下で財政再生を進めていくことになります。つまり、負債を減らすことを目的とし、住民税の引き上げや使用料・手数料の値上げ、人件費の削減や市単独事業(道路建設や福祉の事業)の廃止など、住民生活に大きく影響します。

健全化判断比率	深谷市の状況 (平成19年度)	早期健全化基準 (段階②)	財政再生基準 (段階③)
①実質赤字比率	* -	11.89%	20.00%
②連結実質赤字比率	* -	16.89%	40.00%
③実質公債費比率	10.4%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	49.0%	350.0%	
資金不足比率	* -	20.0%	

※ 赤字でないため「-」表記

**・・・深谷市は?**

現在、深谷市は、左表の通りすべての指標において「**早期健全化基準**」を大きく下回っており、おおむね健全と言えます。しかし、今後の少子高齢化などを考慮すると、現状維持も厳しくなることが予想されるため、これからも行財政改革を徹底してまいります。

■問い合わせ 企画財政課 (☎ 574 - 6632) へ



一昨年の北海道夕張市の財政破綻<sup>はたん</sup>によって、自治体財政への関心は全国で急速に高まりました。破綻した自治体は、人件費削減はもちろん、各種住民サービスの削減や公共料金の引き上げなど多大な住民負担も余儀なくされます。このような事態に陥るのを未然に防ぎ、自治体財政の早期健全化を目的として、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

**「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」ってなあに?**

1 自治体の財政状況をフロー(現金収支)だけでなく、ストック(負債)についてもチェックするため、『4つの財政指標(健全化判断比率)』と資金不足比率を設定し、毎年度議会へ報告するとともに住民へ公表することが義務付けられました。

**4つの財政指標 (健全化判断比率)**

- ◆実質赤字比率  
一般会計の実質的な赤字額が、標準的な収入<sup>\*1</sup>に対してどれくらいの割合になるか
- ◆連結実質赤字比率  
水道や国民健康保険などの特別会計を含めた全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入<sup>\*2</sup>に対してどれくらいの割合になるか
- ◆実質公債費比率  
借金返済額(公債費など)が、標準的な収入<sup>\*3</sup>に対してどれくらいの割合になるか
- ◆将来負担比率  
一般会計が将来負担すべき、公営企業会計<sup>\*4</sup>・一部事務組合<sup>\*5</sup>・第三セクター(道の駅)などを含めた市全体の「実質的な負債」が、標準的な収入<sup>\*6</sup>に対してどれくらいの割合になるか



**資金不足比率**

各公営企業会計の資金不足額<sup>\*6</sup>が、事業の規模<sup>\*7</sup>に対してどれくらいの割合になるか

**用語解説**

- ※1 標準的な収入: 人口・面積などから算定される当該団体の標準的な収入の規模
- ※2 特別会計: 特定の事業を行うために、一般会計と区別して経理される会計(3ページ参照)
- ※3 公営企業会計: 深谷市では、特別会計のうち国民健康保険・老人保健特別会計を除いた会計
- ※4 一部事務組合: 隣接する市町で構成され、広域的にある特定の業務を行う組織(大里広域市町村圏組合など)
- ※5 第三セクター: 第一セクターは公共団体、第二セクターは民間企業、第三セクターは公共団体と民間企業の共同出資による企業
- ※6 資金不足額: 一般会計の実質的な赤字額に相当するもの
- ※7 事業の規模: 営業収益に相当する収入額から受託工事収益に相当する収入額を引いた額